

市第 167 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 中

富岡総合公園（弓道場に限る。）	を
富岡総合公園	に、
金井公園	を
小菅ヶ谷北公園 金井公園	に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく富岡総

合公園及び小菅ヶ谷北公園に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

富岡総合公園及び小菅ヶ谷北公園について指定管理者に管理を行わせるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 2 の 2（第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市金沢区
富岡総合公園 富岡総合公園（弓道場に限る。）	
(省 略)	
(省 略)	
小菅ヶ谷北公園	横浜市栄区
金井公園	
(省 略)	
(省 略)	